

平成26年1月

工事業者の皆様

京都市行財政局財政部契約課
(電話 222-3313)
京都市交通局企画総務部財務課
(電話 863-5095)
京都市上下水道局総務部用度課
(電話 672-7728)

本市工事に係る社会保険未加入対策について

社会保険の未加入問題については、国の取組を踏まえ、本市も対策を行っているところです。

今後の更なる対策として、平成26年6月1日以降に行う入札公告の工事については、社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の全て）の加入を入札参加資格としますので、あらかじめお知らせいたします。

適用予定日：平成26年6月1日以降に入札公告を行う工事から適用

社会保険の加入状況は、入札時に提出していただく「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（経営事項審査）の写しの記載によって確認します。

（平成26年度限りの経過措置として、同通知書の発行後に社会保険に加入し、保険料を納めている場合は、誓約書を提出していただくことにより確認します。）

なお、法令に基づき適用を除外されている場合は、社会保険に加入しているものとみなします。